十八日〇	9 + 9 7 2	.9 u s	ᄑᄩᄓ			+IX		(5)	1 1 2	<u> </u>	,	
						児 道 園 施 設 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 も う り う り う り う り う り う り う り う り う り う			ろ 設 指 定 う 又 は 指 児 に 指 に た に れ に た に た に た に た に た に た に た に た	施設の区分	ろにより算定する。場合に、次の表の・七条第五号に規定	設 (同条第九号 うあ児施設 (同 三 指定盲児施設
児 の		□────────────────────────────────────	幼児通園施設の一日合の一日の製造の数に百分の別でである。	入所定員の数に三を加えて得た数を超える入所定員の数が三十人以下の指定難聴幼児涌	値が、次のの の別の の通	次の1)又は2)のハずれかに該当する場合の間 イ 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日まで	五を加えた数を加えた数を加えた数を加えた数を加えた数を加えた数を加えた数を加えた数	白十を乗じて得た数を超える場合め児施設・一日の障害児の数が、入所定員の数に百分人所定員が五十人を超えない指定盲児施設又は指定ろ場合	た数を超える場合又は次の1若しくは2のいずれかに該当児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の過去三月間の障害	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	ろにより算定する。に掲げる基準に該当する場合における盲ろうあ児施設給付費については、同場付る基準に該当する場合における盲ろうあ児施設給付費については、同場合に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、指定施設支援を受ける登七条第五号に規定する盲ろうあ児施設支援に係るものに限る。以下この号1	に規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。)に1条第八号に規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。(指定施設基準第一条第七号に規定する指定盲児施設を1
				ا ا ا)額、領算指/算算指/ 寛算指/ 寛定定 ・ ・ ・ ・ ・ を ・ を ・ ・ を を を を を を を を を	びている。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、		により算定する。 費用額算定基準の例 いて、指定施設支援 じて得た単位数を用	数に百分の七十を乗単位数表の所定単位でま児施設給付費	付費の算定方法の音のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		おいて指定施設支援 (法第)又は指定難聴幼児通園施いう。以下同じ。)、指定ろ
			援指定施設支 施設支				援指入 定施 施 設 支 る	援の区分支	体不自由児施	EDC RATE TO THE THE TO THE T	写 旨 定 支 本 不	
(2) 指定股体不自由児通園施設 通所による障害児の数が、次の一から回までのいずれかに該当する場合 画所による入所定員が十五人以上五十人以下の肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設 通所による入所定員が十五人以上五十人以下の肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設 通所による入所定員が十五人未満の指定肢体不自起える場合 超える場合	は、日本のでは、日本	こよるへ所定員の放こ三を叩えて骨に牧を超える場所です。 では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施(1)又は(2)のいずれかに該当する場合十八年十月一日から平成二十年三月三十一日まで	 	員の数に当変へ所定員の数から互上を空余して数定肢体不自由児療護施設 一日の障害児の数が、入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設	所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合は指定肢体不自由児療護施設 一日の障害児の数が、入人所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設又	又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 大の(1)を対して同じ。)の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合いて同じ。)の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合に限る。次の(1)及び(2)において同じ。)の数の平均値が、大台に限る。次の(1)及び(2)において同じ。)の数の平均値が、大台に限る。次の(1)及び(2)による指定施設支援を受けた場による指定施設支援を受けた場に表している。	労働大臣が定める障害児の数の基準	受援をいてけれ	以下この号におって同じ。と言つに易合し、欠の長の上闌に曷げる旨定他殳支爰の玄じ。)において指定施設支援(法第七条第六項に規定する肢体不自由児施設支援に係るは指定肢体不自由児療護施設(同条第十二号に規定する指定肢体不自由児通園施設をいう。 東 Fリ が 詰っ 打別 簡単	加し えた入入 これ これ これ これ これ これ これ これ	1日分の百二十を乗じて得た数人を超えない指定難聴幼児通園
		より算定する。用額算定基準の	いて、音にない。 いて、音に単位数表の所定単位数表の所定単位数表の所定単位 を乗りませる。 は、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、			より算定する。	費用領算定基準の関係を受け、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	□ 正田日 □ 方児が □ 法施定	9る。	すがあるとなっています。 同ずあるとは、 のは本不自由児・ のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	下当由見徳安をいう。 从	